## 東大和市監査基準実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、東大和市監査基準(令和2年4月1日施行。以下「基準」という。)に 基づく監査事務の取扱いについて、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(財務監査)

- 第2条 基準第3条第1項第1号に定める財務監査は、次に掲げるものとする。
  - (1) 定期監査(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第199条第4項の規定による監査) 毎会計年度少なくとも1回以上期 日を定めて行うもの
  - (2) 随時監査(法第199条第5項の規定による監査) 必要があると認めるとき、前号の定期監査に準じて実施するもの

(基準第3条第2項に基づく監査等の種類及び目的)

- 第3条 基準第3条第2項に規定する監査、検査、審査その他の行為の種類は、 次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。
  - (1)公金の収納又は支払事務に関する監査(法第235条の2第2項又は 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)。以下「公企法」という。) 第27条の2第1項の規定による監査) 指定金融機関等に対し、必要が あると認めるとき、又は市長の要求に基づき、公金の収納又は支払の事務 が法令等の規定及び指定契約のとおり行われているかを主眼として実施す るもの
  - (2)住民の直接請求に基づく監査(法第75条の規定による監査) 請求に 係る事務の執行について実施するもの
  - (3)議会の請求に基づく監査(法第98条第2項の規定による監査) 請求 に係る事務の執行について実施するもの
  - (4)請願の措置としての監査(法第125条の規定による監査) 議会が採択した請願のうち、監査委員において監査することにより措置することが 適当と認められたものについて実施するもの
  - (5) 市長の要求に基づく監査(法第199条第6項の規定による監査) 要 求に係る事務の執行について実施するもの
  - (6)住民監査請求に基づく監査(法第242条の規定による監査) 請求の 内容について実施するもの
  - (7) 市長又は企業の管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査(法 第243条の2の8第3項又は公企法第34条の規定による監査) 要求

に係る事実の有無等について実施するもの

(事務局職員の責務)

- 第4条 基準第6条第2項及び基準第7条第1項に規定する事務局職員の責務は、次のとおりとする。
- 2 監査委員の事務を補助する職員として、民主的かつ公平に執行すべき責務 を自覚し、行財政運営の健全性及び透明性の向上と市政への信頼確保を目指 して職務に取り組まなければならない。
- 3 職務を遂行するに当たっては、監査委員の指導監督に基づき、特に、次の 各号に掲げる事項に留意しなければならない。
- (1) 基準第8条に規定する監査計画を十分理解するとともに、その職責の重 大性に鑑み、法令、条例、規則等に精通するよう自己研鑽を怠らないこと。
- (2) 職務に取り組む上で、常に公平謙虚な心構えで、自己の経験等による主 観的な判断をすることなく、客観的な事実及び証拠等を把握するよう努め ること。
- (3) 市政の現状に絶えず関心を持ち、監査等の参考となるような資料等の収集に努めること。収集した資料等については、適宜、監査委員に報告を行うこと。
- (4)監査等の実施に当たっては、基準第6条に規定する監査の専門性の維持 及び確保を踏まえ、監査対象についてあらかじめ十分研究すること。
- (5)監査等の進捗状況を、絶えず上司に報告し、重要事項その他疑義のある 事項については、その都度指示を受けること。
- (6)監査等の終了後は、速やかに報告書を作成し、監査委員に報告すること。 この場合において、報告書は、事実の記載を主とし、自己の主観的判断を 避け、要領よく記述すること。

(リスクへの対応)

第5条 基準第9条及び第10条の規定に基づき、監査委員は、想定されるリスクの重要性に応じて、監査範囲の拡大、関係職員へのヒアリングや関連文書の閲覧等を行い、運用状況について重点的な監査等を行うものとする。

(監査計画)

- 第6条 基準第8条第1項に規定する監査計画は、年間監査計画及び実施計画 とする。
- 2 年間監査計画は、次に掲げる事項について定める。
- (1) 基本方針
- (2) 実施予定の監査等の種類及び対象
- (3) 監査等の対象別実施予定時期及び監査等の対象部課名

- (4) その他監査等の実施に関し必要と認める事項
- 3 実施計画は、監査等の種類別に次に掲げる事項について定める。
- (1) 監査等の実施方針
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の日程
- (5) 監査等の実施体制
- (6) 監査等の項目及び着眼点
- (7) その他監査等の実施上必要と認める事項

(監査等の実施手続の適用)

- 第7条 監査等の実施手続の適用は、監査等の種類、対象、目的、管理点検体制 及び内部監査(内部考査)の信頼性の程度を勘案して、試査又は精査による。 試査による場合は、その範囲を合理的に決定しなければならない。
- 2 試査は、監査等の対象となっている事項について、その一部を抽出して調 査し、その結果によって、全体の正否又は適否を推定する。

(監査等の実施手続の適用方法)

第8条 監査等の実施手続の適用は、原則として試査による。ただし、試査によって異常を発見した場合は、当該事項については範囲を拡大して手続を実施し、必要と認めるときは、精査によるものとする。

(監査等の実施手続の選択)

- 第9条 監査等は、書類、帳簿、証書類等に基づき、次に定めるもののうち、 通常実施すべき監査等の実施手続を可能な限り選択適用し、必要に応じて、 その他の監査等の実施手続を選択適用して実施する。
  - (1) 通常実施すべき監査等の実施手続
  - ア 照合 証拠突合、帳簿突合及び計算突合等のように関係諸記録を相互に 突き合わせ、その記録又は計算の正否を確かめる。
  - イ 実査 事実の存否について、現物検証、現場検証等によって直接検証する。
  - ウ 立会 主として物品等の在庫高調査又は実地棚卸しを行う際に、現場立 ち会い、その実施状況を視察して正否を確かめる。
  - エ 確認 事実の存否について、写真その他の証拠書類、第三者の証言等を もって確認する。
  - オ 質問 事実の存否又は問題点について、監査等対象部課の職員などに質

問して回答又は説明を求める。

- カ 分析 事実の性質及び内容を究明し、これを構成要素別、時間別、比率 別、問題別等に分析して異常の有無を確かめる。
- キ 比較 年度別、時間別、関係要素別等による複数の数値を対照させて観察し、その異同を通じて問題点の有無を確かめる。
- (2) その他の監査等の実施手続
- ア 通査 帳簿等関係諸記録を一通り検討して、異常事項又は例外事項を発見し、問題点を明らかにする。
- イ 比率吟味 財務分析上の比率法を応用して、記録の正否又は適否を大局 的に判断する。
- ウ 調整 源泉を同一にし、相互に関連のある計数が別々に整理されている 場合、それら2組の計数の過不足を追及し両者が事実上一致するかどうか を確かめる。
- エ 総合 諸種の事実を総合して、総括的な観点から事実を判断する。 (事前通知)
- 第10条 監査委員は、監査等を実施するに当たっては、特別の場合を除き、 市長等に対し、監査等の種類、期日、場所等をあらかじめ通知する。 (資料要求等)
- 第11条 監査委員は、監査等を実施するに当たっては、あらかじめ項目等を 定めて監査等に必要な資料を要求し、必要に応じて事務事業の概況について 説明を求めるものとする。

(報告書等の記載事項)

- 第12条 基準第15条に規定する記載事項は次に掲げる事項とする。
  - (1)報告等の提出日付
  - (2) 監査等を実施した監査委員名
  - (3) 本基準に準拠している旨
  - (4)監査等の種類
  - (5) 監査等の対象
  - ア 監査等の対象とした局部室課名又は事務所名若しくは事業所名(財政援助団体等にあっては団体名)
  - イ 監査等の対象とした事項及び範囲
  - (6) 監査等の実施期間
  - (7) 監査等の着眼点(評価項目)
  - (8) 監査等の実施内容
  - (9) 監査等の結果

- ア 指摘事項(指摘の事実、その発生理由、指摘の根拠等を分類整理するとともに必要に応じて助言、注意等を付記すること。)
- イ 監査等による事務の執行、事業の管理状況等についての意見 (会計管理者からの報告聴取)
- 第13条 監査委員は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第16 8条の4第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第 22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果につい て、会計管理者及び企業の管理者に対して報告を求めることができる。
- 2 監査委員は、法第243条の2第10項及び公企法第33条の2の規定により、指定公金事務取扱者に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。

(勧告)

- 第14条 監査委員は、住民監査請求に基づく監査の結果、請求に理由があると認めるときは、議会及び市長等に期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、これを請求人に通知し、かつ公表するものとする。 (監査等の講評)
- 第15条 監査等に基づく監査対象部局等の長に対する講評は、原則として、 監査等の結果に関する報告の決定の前に行い、これに対する弁明又は見解を 聴取する。

(報告及び措置状況の公表)

- 第16条 基準第18条の規定による公表は、市公告式の例により行う。 附 則
  - この実施細目は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この実施細目は、令和6年4月1日から施行する。